

大部小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 1 月 23 日制定・令和 5 年 4 月改定

I いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること
(平成 25 年 9 月 28 日施行 いじめ防止対策推進法より)

上記の考え方のもと、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活をおくることができるよう、「いじめ防止基本方針」を定める。

いじめの基本認識は、下記のとおりである。

いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

そして、いじめ防止の基本姿勢は以下のポイントである。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級づくり等の未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、家庭と連携して解決にあたる。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

II いじめの未然防止の取組 ～いじめを生まない土壤づくり～

○人権教育の充実

- ・いじめは、「相手の基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させ、学校教育活動全体を通していじめ防止に資する取組を行う。
- ・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、保小ふれあい体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために、異学年交流や自主的な児童会活動を取り入れる。
- ・インターネットを通して発生するいじめの未然防止については、発達段階に合わせて、関係機関や保護者と協力しながら、ネットの危険性等について啓発する。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP(*1)、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

III いじめの早期発見に向けての取組 ~小さな変化に対する敏感な気づき~

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいると

ころには、教職員がいる」ことを目指す。

- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧な対応を継続する。
- ・教職員は担任を中心として、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳を活用して、担任と児童・保護者の三者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成するために、日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な生活アンケート実施期間を年5回設けて、児童等を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケート

- ・生活アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて随時実施する。
- ・記名、無記名、持ち帰り等については、学校や児童の実情に応じて配慮する。

IV インターネットを通じて行われるいじめへの対応

○啓発

- ・最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用方法などの情報モラル教育を充実させる。
- ・情報モラルに関する、教職員の指導力の向上や警察等の関係機関と連携した指導、児童や保護者への啓発に努める。

○未然防止

- ・発達段階や携帯電話の使用頻度に応じ、学級活動や児童会活動において、

スマートホンや携帯電話使用のルールを自分たちで考え実行する等の取り組みにより、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方が、有益なツールとして活用する態度を育てる。

- ・第一義的に機材を管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

○早期対応

- ・インターネットを通じて行われているいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除など、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

V いじめの早期解決に向けての取組 ~問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応~

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取りを行い、記録する。
- ・情報は関係教職員と共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をし、機動的に学校全体でいじめ解決の対策を行う。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○児童への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○いじめ対応後の指導

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。
- ・再発防止に向けて、児童理解に関する研修、指導や支援に関する研修を実施する。

VI いじめ問題に取り組むための校内組織

○学校内の組織

- ・「いじめ等対策委員会」

いじめ等防止に関する指導を実効的に行うために、管理職・生徒指導担当・各学年代表者による委員会を毎月1回開催し、現状や指導についての情報交換及び共通指導についての話し合いを行う。

また必要に応じて養護教諭、当該学級の担任、S C (*2)、S S W (*3)、学校支援チーム、警察、子育て支援課等の参加を要請する。

○重大事態への対応（家庭や地域・関係機関と連携した組織）

- ・「緊急いじめ等対策委員会」

緊急かつ重大な生徒指導上の問題が発生したと判断した場合は、大部小学校いじめ防止基本方針に則り、適切かつ迅速な対応を行う。

その際、緊急いじめ等対策委員会を開催して事態の解決にあたる。メンバーは原則として以下のとおりとする。

[校長、教頭、生徒指導担当、各学年代表者、養護教諭、学校評議員、S C、S S W、学校支援チーム、警察、小野市福祉部等]

<用語>

(*1) H P=ホームページ (*2) S C=スクールカウンセラー (*3) S S W=スクールソーシャルワーカー